■ ハンバーガー代金の返還請求

東京農業大学第一高等学校中等部3年生(2007年7月)

- ■今井 皆さん、こんにちは。
- ■一同 こんにちは。
- ■今井 あらかじめ渡している設例について討議していきたいと思っています。設例は「A君は、 秀太郎君に宿題を見せてもらうという約束をしてハンバーガーの無料交換券を渡したのに、秀太郎 君が見せてくれなかった。ところが、秀太郎君は、ハンバーガーの無料券を返さずに食べてしまっ た。代金が請求できるかどうか」という設例なんですけれども、まず、「請求できる」という人、そ れから、「請求できない」というチームに分かれてもらいました。

こちらが「請求できる」チームね。こちらが「請求できない」というチームなので、それぞれからまず簡単に、どうしてできないのか、あるいはどうしてできるのかという理由を言ってもらいます。その後で、お互いに質問し合うコーナーを設けまして、最終的に、ここに座っている判断者といいますか、裁判官役の3人にどっちがより説得的であったかということを判断してもらう、ということにします。時間の関係があるので、あまり3人で協議する時間がないかもしれないので、意見を聞きながら、小声で相談しあって自分たちの意見を最終的にまとめてください。人数が多いとか少ないとかというのではなく、どちらがより説得的かどうかということを判断してください。

それでは、活発に議論していただきたいと思うんですが、先生は、みんなの名前がわからないので、ぜひ、手を挙げて積極的に質問、意見を言ってください。

*** 肯定側(請求できる)の理由 ***

- ■今井 まず最初に、この設例で「請求できる」と言ったチームの人たちから。大人数いますけれども、「どうして請求できるのか」ということについての意見を。はい。
- ■男子 秀太郎君は、まず、A君がいたときに二つ返事でオーケーしているので、その時点でもう 契約が成り立っていると思うので、その後却下することはできないし、使っちゃった分を支払わな いといけないと思います。
- **■今井** はい。契約がもう成立している、と。はい、他に。
- ■男子 さっきの人が言ってくれたとおりに契約違反だと思うので。やっぱり、ちゃんとそのダブルバーガーの代金の代わりに宿題を見せてくれと言って見せなかったので、それは最低限の道徳というか、人道に反するみたいな感じで。やっぱり払わなきゃいけない。
- ■今井 今2人とも契約という言葉を使ったね? 契約,簡単に言えば約束ということか。約束は

守らなきゃいけないって、そういうことか。他に、いま、人道的というふうにも出たけど、法律的 な考え方じゃなくてもいいよ。他に何か、女子のほう、誰かいない? もう一人ぐらい誰か。じゃ あ、先生があてちゃうよ。じゃあ、こっちから3番目の彼女。

- ■女子 あっちから3番目じゃないの?
- **■今井** あ, そうか。そこにいたんだ。
- ■一同 (笑い)
- **■今井** じゃあ, 君。
- ■男子 もう出ちゃってるんですけど、やっぱりこれは、二つ返事で受けるということは2人とも 了承しているっていうことで契約が成立していると思います。だから、これで、無料交換券を渡す 代わりに宿題を見せるということだから、やはりこれはその分を、見せなかった分の代金を払うべ
- ■今井 なるほどね。代金以外にも、たとえば、代金というお金じゃなくてほかのもので返しても いいんじゃないかなと、そういうような考え方する人はいるかな? 代金でも、あるいは、新しく もう一回無料ハンバーガー券を買ってきてそれを返すべきだとか。そういう意見もあってもいいの かもしれないね。どうだろう。じゃあ、真ん中の彼女。
- ■女子 別にお金じゃなくても。先生のおっしゃるとおり、お金じゃなくても、とにかくそのあげ た無料券に見合ったものを返すべきなんじゃないかなという気がします。
- **■今井** 秀太郎君がやってることというのは、許せるのかな、許せないのかな。
- ■女子 約束を破ったから、許せないんじゃないの。
- **■今井** うん。嫌なヤツ?
- ■女子 嫌なヤツではない……。
- ■一同 (笑い)
- ■今井 いいかな? そしたら、数はいっぱいいるけれど、みんなこういう感じでいいのかな?

*** 否定側(請求できない)の理由 ***

- ■今井 では、今度は、反対側の「でも、こんなの請求できないんじゃないか」っていう方、あれ? 女子が一人もいないね。じゃあ、理由を言ってください。はい、君。
- ■男子 これは、契約書っていう証明がないので、これは請求できない。この中で、これだけでO Kということを見た人はいますか? みんなが言ってるのは、感情的なことで、たしかに人の道徳 的にはあるかもしれないけど、社会的な法律には接しないと思うんです。
- ■今井 感情的には払うべきだということ?
- ■男子 人間的には、そりゃ、たしかに。
- ■今井 秀太郎君は人間性に問題があると。
- ■男子 あるかもしれないけど、法律的には何もそういう証明がない。
- ■20 /1ンバーガー代金の返還請求

- ■今井 なるほど、わかった。だけど、もし証拠があったらどうなの? 証拠があったとしてもや っぱりだめだという意見もあるの? どうだろう? はい。ここは人数で負けてるんだから言わな きゃ。はい。
- ■男子 無料交換券と宿題を見せるという約束なので、ダブルバーガーの代金を返す必要はないと 思います。
- ■今井 そうすると、代金じゃなくて。
- ■男子 それに見合ったもの。
- **■今井** それに見合ったものを返せばいいと。そういうことか。
- ■男子 だから、代金は払う必要がない。
- ■今井 ああ。たとえば、見合ったものって、どういうもの?
- ■男子 まぁ……。
- **■今井** 食べかけのハンバーガーとか?
- ■男子 まあ、食べかけのハンバーガーでも。
- ■一同 (爆笑)
- ■今井 ははあ。でも、基本的には、君もやっぱり返さなきゃいけないんじゃないかと思ってるっ てことかな。
- ■男子 でも、代金を返す必要はない。
- ■今井 代金を返す必要はない。さっきの君も、証拠がないから返さなくていいんじゃないか、そ ういうこと? そうじゃなく、証拠があってもね、「やっぱり、これはおかしいんじゃないかな」っ ていうふうには思っている人がいたら、それを言ってくれるかな。はい、どうぞ。
- ■男子 おれは、証拠があっても、何か……。真ん中の裁判官の彼が貸してくれた本に書いてあっ たんですけど、未成年の契約は親の相談なしにはだめとか、そういうのが書いてあって。
- **■今井** なるほど、なるほど。
- ■男子 こいつらガキっていうか、小学生だから……。
- ■今井 小学生のときから数字が嫌いなだけで、A君は中学生なんだよ。3年生。
- ■男子 3年生なの?
- ■今井 そう3年生。
- ■一同 (笑い)
- ■男子 何歳?
- **■今**井 うーん, 14歳。
- ■男子 道徳的な問題でも、宿題っていうのは、先生が、自分の力で考えてやってと。そこでやら せるっていうのは、契約自体がおかしい。
- **■今井** 契約がおかしい。そうか、約束したんだけども、その約束自体がおかしいと。
- ■男子 要は、「こいつ殺すから金をくれ」とか、そう言ってるようなもの。
- ■一同 (ざわめき)

- ■今井 なるほどね。
- ■男子 あと、他にも、契約の代わりにその賠償ですか? それが金っていうのも中学生にしては 何か変というか、道徳的概念がおかしいです。
- ■今井 謝ってくれれば許してやってもいいということ?
- ■男子 というか、契約自体がだめだから、っていう。
- ■今井 ああ、なるほど。契約自体がだめか。他に。いま契約自体がだめだっていう話も出たけど。 どうだろう。

*** お互いの質問コーナー ***

- ■今井 とりあえず、じゃあ、こういう形で意見が出たので、お互いに質問し合ってみようか。「で きる」という人たちに質問したい、あるいは「請求できない」という人に質問したいというのがあ ったら。裁判官チームも質問していいよ。「こういう点はどうなんですか」って聞いてみたいという のがあったら、手を挙げてお互いに質問して答えていく。お互いに質問コーナー。どうぞ。はい、 質問。
- ■女子(裁判官) 肯定側に質問なんですけれど、まず、A君というのは、母親に「算数の宿題を8 月1日までにやらなければ、一人で留守番をしなさい」と言われています。それは、契約と思って いますか、それとも母親が息子に対して強制的に命令したものとして考えていますか? もし、契 約だと考えているのでしたら、ここの点でA君はもう母親との契約を破っているので、それは認め て、それに対して秀太郎君とのときだけ契約は成立していると考えているんですか?
- ■今井 ああ…。分かったかな、いまの。お母さんとの話が契約だったならば、その契約を守って ないじゃないか、と。一方で秀太郎君との契約だけを守れというのはおかしいじゃないですか、っ ていう、簡単に言うとそういう質問なのかな?はい、君。いまのに対して。
- ■男子 一応、僕は、これは母親が強制的に押しつけたのだと思っているので、そういう意見にし ました。
- ■今井 ああ。もう有無を言わさず。結局じゃあ、A君は、置いてきぼりになっちゃうんだ、今回。 一人で留守番させられちゃう。秀太郎君のせいで。はい、他に。他に何かお互いに質問が。裁判官 からの質問には、強制だと言ってる。契約じゃないって。他に何か質問ありますか、お互いに。

じゃあ、先生のほうからちょっと質問しようかな。「請求できる」って言った人たちに質問するけ れど、さっき彼が言ったように、そもそもこの約束は契約とは認められないんじゃないか、と言っ た考え方に対してどうだろう。反論、あるいは意見。はい、どうぞ。

- ■男子 さっき、殺人とか何か言ってたじゃないですか。「お金をあげるから殺人しろ」みたいな。 だけど、お金は犯罪なんですけど、宿題をやらないことは犯罪じゃないじゃないですか。だから、 そこは別に、争点というかそんな感じじゃない。
- **■今井** 殺人を頼んだのとは性質が違う、と。そういうことか。

- ■男子 だから、別にそんなに変な契約でもないと思います。この契約は。
- **■今井** なるほど。他に、いまの契約自体が無効じゃないかということについて。
- ■男子 宿題は犯罪じゃない。
- ■今井 いまの意見についてどうだ、君? 宿題は犯罪じゃないからいいというのは。
- ■男子 いま○○君が言ったのは、宿題をやらないのは法律に違反してない、って言ってますけど、 宿題をやるというのは生徒の間の契約というか約束であって、夏休みが終わるまでに終わらせて、 夏休みが終わったら持ってくるという契約なので、それを破ってもいいというものではないと思い ます。なので、宿題をやらないというのがいいというのはおかしいんじゃないですかっ!

■一同(爆笑)

- ■今井 まあまあ、そういう意見もあるということだな。裁判官の方からも何か質問ない? 自分 たちが最後に判断しなきゃいけないんだから。みんなに恨まれないよう充分聞いてください。いい よ,はい。
- ■男子(裁判官) 肯定側に質問なんですけど、肯定側はお母さんについて全然言ってないんです けど、A君はお母さんに秀太郎君のことを言って、8月1日までの契約を。さっき○○君は、その 契約はなしで、旅行には行けないって言ったけど、お母さんは、A君は自分の息子だから、人の息 子の……、気持ちを考えて。
- ■今井 うん,いいよ。ほかがフォローしてもいいよ。
- ■女子(裁判官) だから、肯定側の意見を聞いていると、設例の2段落目から下の内容しか言わ れていなくて、母親とA君のことについて触れられていないので。「強制」とさっき言われたんです けど、それは普通の家族間のことで、A君の家族間で母親が強制する家庭であった場合としてとら えているのか、それとも、母親はA君に対してどうしてそこまでして、あくまでも算数とかの塾に 行かせていたのかとか、そういう家族間のこともとらえた上で何か意見をいただきたいんですけれ يخ ا
- ■今井 なるほどね。お母さんが、何で「8月1日までにやらなくちゃいけない」と言ったかという のは、おそらく、A君に一所懸命自分の力で勉強してほしいと。そういう気持ちで言っていた。と ころが,A君は秀太郎君に頼んで,いわば安直な方法を選んだじゃないかと。そういうことについ て考慮しなくていいんでしょうかね、って、そういう質問かな? うん、どうだろう。ちょっと(肯 定側は),数は多いけど,だいぶ裁判官からも押されてる気がするけど,頑張れ,ほら。
- ■男子 A君自体が数学とかの宿題が嫌いで、いやいやながらやってたんで、これは、お母さんは お母さんで少し考慮してあげるべきじゃないかと。
- **■今井** お母さんがむしろ悪いと。お母さんが払うべきだと。
- ■男子 いやいや、それは違う。
- ■一同(笑い)
- ■今井 はい, どうぞ。君。
- ■男子 約束を破ったじゃないか、となってますけど、ただ、見せてもらうことはできなくても、

30日、まだ時間は余っていますし、時間もあるので、その時間にやれるかもしれないじゃないです か。だから、約束を破ったと決めつけるのはよくないと思うんですが、決めつけて……。

■今井 いま言ったのは、お母さんとの間の約束はまだ破ってないということだね、A君は。でも、 A君はおそらくもう無理なんだろうね、安直な方法でやろうとしたから。

ところで、A君はこのハンバーガーの券ってどうしたんだろうね。どこから手に入れたんだろう ね。それも何か関係あるかな。拾ったとかね、もらったとかね。もらうために、一所懸命、毎日の ようにマクドナルドに小遣いを持って行ったとかね。そういうのも事情として考慮しなきゃいけな いのかな。どうだろう?

*** 証人尋問コーナー (秀太郎への質問) ***

- ■今井 時間の関係もあるので、ここで、秀太郎君がいったいどういう気持ちでこういう約束をし たのかということを,今日は秀太郎君にもお越しいただいていますので,秀太郎君に質問を皆さん がしてもらいたいというふうに思います。
- ■一同 (ざわめき…?)
- ■今井 はい,秀太郎君(秀太郎役の法科大学院生),そこに立ってください。では,秀太郎君に対して, 請求できる側、請求できない側、どういうつもりだったんだ、こうだったんじゃないですか、って 質問のある人、質問してください。裁判官でもいいですよ。はい。
- ■男子 マクドナルドダブルバーガーの無料交換券はどうやって手に入れたんですか?
- ■秀太郎 ??
- ■一同 (笑い)
- ■男子 あっ。A君からもらって、どういう気持ちでそれを使ったんですか? その無料交換券を。
- ■秀太郎 A君がせっかくくれたので、期限が過ぎたらもったいないと思って食べてしまいました。
- ■男子 券を使ったのはいつごろですか?
- ■秀太郎 昨日使いました。
- ■男子 というと, 29 日に。
- ■秀太郎 そうですね。
- ■男子 じゃあ、やっぱり見せないと思ったのはいつですか?
- ■秀太郎 見せない、と。そもそも見せるって約束したって僕は覚えてないです。
- **■一同** (ざわめき)
- ■今井 嫌な感じだね、秀太郎君は。
- ■男子 設例に「宿題は自分でやるものだからやっぱり見せるのはやめた。」って、見せること、覚 えてるじゃないですか。
- ■今井 秀太郎、いいかげんだぞ、おまえは。
- ■一同 (爆笑)
- ■24 ハンバーガー代金の返還請求

- **■今井** ナイスな質問だな。
- ■秀太郎 困ったな。
- ■男子 偽証罪。
- ■男子 でも大丈夫、最初に誓ってないから。
- **■秀太郎** 見せるのをやめたっていうのは、これは……。
- ■今井 秀太郎, もうおまえの負けだ, 観念しろ。
- ■一同 (爆笑)
- **■今井** さっきの質問でね、いつ見せるのをやめたのかっていうの。それを答えてあげなさい。
- ■秀太郎 見せるのをやめたのは、家にA君がきたときに、何となく、もう食べちゃったし、やらなくてもいいかな、もう食べちゃったからどうせ返せないし、料金は返せないから。そのときに、「いいや」と思っちゃいました。
- ■今井 なるほどね。はい。
- ■男子 そのときに罪の意識とかなかったんですか?
- ■秀太郎 ああ。だって、宿題って、よく考えたら自分でやらなきゃいけないのに僕にやらせるのはおかしいな、と思ったから。
- ■男子 宿題は自分でやるものだからやっぱり見せるのはやめた、というのは、本当にA君のことを思って言ったんですか?
- ■秀太郎 そうです。
- ■一同 (笑い)
- ■男子 いま,自分にやらせるのは嫌だと言ったけど,秀太郎君はやらないんですか? 見せるだけで。自分は自分の宿題を普通にやるけど,A君のはもう別にやらなくていいんじゃない,見せるだけで。
- ■秀太郎 そうするとA君がやらなくなってしまうんで、宿題は自分でやらなきゃいけないんじゃないかな、って思いました。
- ■今井 はい, 君。
- ■男子 無料交換券の期限終了日は?
- ■秀太郎 期限終了日は30日でした。
- ■女子 A君が宿題を8月1日までにやらないと留守番をしなさいというのは知ってたんですか?
- ■今井 いい質問だね。
- ■秀太郎 あ、何かそんなような話は聞きました。でも、あまり詳しくは聞いてません。
- ■男子 ダブルバーガーの無料交換券の埋め合わせはしようと思ってたんですか?
- ■秀太郎 いや、しようとは思ってません。何を返していいかわからない。ダブル交換券は使っちゃったから返せないな、とは思ってました。
- ■男子 それじゃもう、もらったらもらいっぱなしで使って、それでおしまいみたいな。
- ■秀太郎 どうせ期限が切れちゃうし、返してもA君は困るかな、と思って。

- ■男子 秀太郎さんじゃなくて、秀太郎さんを批判した人に聞きたいんですが……。
- ■今井 ああ, いいよ。
- ■男子 秀太郎がどれだけ恥知らずで厚かましくて人間的にだめであっても (一同笑い), それを相 手が二つ返事で適当に言っちゃったのを考えないですぐに渡しちゃったAもAで悪いし、秀太郎に とってはAが全然軽井沢のほうに行けなくなっても、別に第三者で関係ないからどうでもいいこと だと思ってると思います。秀太郎が人間的に問題があると言われても、これは、A自身が自分の全 生徒のルールを破ってるってことになるから、秀太郎が悪いというよりか、やっぱりAも悪いと思 うんです。
- ■今井 ついでに、秀太郎君には何か質問しない? 「あなた、本当に人道的には悪い人ですよね」
- ■男子 そんな言い方をするのはやめてください……。
- ■一同 (爆笑)
- **■今井** 他に何かないかな。いいよ、じゃあ、隣にいこう。
- ■男子 二つ返事でオーケーしたとして、自分にはA君に宿題を見せる義務はあった。そのA君の 権利を自分から破棄したことになる。
- ■秀太郎 まず、二つ返事でオーケーしたのは、A君がちょっと無理やりな感じがしたから。
- ■男子 オーケーしたんですか?
- ■秀太郎 はい、しました。
- ■男子 オーケーしたという時点で、自分には見せる義務があると思う。それを破棄したことにつ いて自分の罪悪感とかはないんですか?
- ■秀太郎 破棄したことについては、よく考えてみたら、このときはオーケーしたんだけど、そも そも宿題って自分でやらなきゃいけないのに人にやらせるのはおかしいな、と思って。何で僕にや らせるのかな、と疑問に思ったので、これはやらないほうがいいんじゃないかと。これがバレたら 俺が先生に怒られるんじゃないかな、と思ってやめました。
- ■男子 約束を破ったと。
- ■秀太郎 そうです。
- **■今井** はい、裁判官から質問をどうぞ。
- ■女子(裁判官) マクドナルドの券を使ったのは29日と言ったんですけど,A君に宿題を見せな いと思ったのはいつだったんでしょうか。
- ■秀太郎 A君に宿題を見せない……?
- **■女子(裁判官)** 見せないように考え始めたのはいつごろですか?
- ■秀太郎 考え始めたのは、返事をした後。ちょっと、「何で俺がやらなきゃいけないのかな?」と いうのは思ってました。
- ■女子(裁判官) でしたら、なぜ、29日からその間の期間にA君にそのことを伝えなかったんで すか? そういうふうに伝えなかったということは、ただ単にマクドナルドの券を使いたかっただ

けというふうにとらえます。

- **■一同** (ざわめき)
- ■秀太郎 別に約束を破るつもりではなくて、あくまで期限が迫ってたから代わりに使ってあげようという気持ちで使ってあげて。それとは別に、宿題は宿題で、自分でやらなきゃいけないんじゃないかな、と思ったんです。
- ■今井 秀太郎君はさ、本当は、もしかしたら、最初から見せるつもりがなくて、だまして取ったんじゃないのか?
- ■秀太郎 そんなことはありません。
- ■今井 みんなが言ってるように、人道的にひどいやつだって言ってるけど。
- ■秀太郎 だって、「ひどい、ひどい」って言われるけど、A君だって自分で宿題やらないんだから ひどいじゃないですか。
- ■今井 ほお、開き直ってるな。
- ■一同 (笑い)
- ■今井 はい、こっちね。
- ■男子 A君のあなたに対する頼み方はどうだったんですか?
- ■今井 ああ、それもいい質問だね。
- **■秀太郎** なんか、「これやるから、やれよ」みたいな感じで言われました。
- ■男子 ヤクザみたいな,「やれよ」みたいな感じですか?
- ■秀太郎 僕はそんな感じに、僕はそういうふうに受け取りました。
- **■今井** それでいて、よくおまえ、ハンバーガー食えるな。
- ■一同 (笑い)
- ■男子 秀太郎がヤクザみたいな感じのAからもらったハンバーガー券で、厚顔無恥な感じで食っちゃったのは、脅迫されて無理やりやらされた感がちょっと残ってて、それで、仕返ししてやろうという気になっただろうと思うんですよ。秀太郎の性格を考えたら……。
- ■一同 (爆笑)
- **■今井** はい。秀太郎君, どうもご苦労さまでした。

* * * 最終意見陳述 * * *

■今井 そろそろ時間が迫ってきているので、最終的にそれぞれ意見を言ってもらって、そして、 裁判官に判断をしてもらうと思うんですが、ここでみんなにもチャンスを与えます。もし、意見が 変わったら、席を変わってもかまいません。その間に裁判官は協議をしていてください。

■今井 さあ、時間の関係があるので、最後に一人ずつ、まとめて下さい。「だから請求できます」と。逆に「だから請求できません」と、まとめて最後に一人ずつ言ってください。誰でもいいです、

手を挙げて。はい、立って、最後に裁判官にガツンと言ってくれ。

- ■男子(肯定) 秀太郎君がオーケーしたじゃないですか。宿題を見せるって。その時点でAは、 見せてもらえるから別に宿題を頑張ってやる必要がないと思うわけです。もしもここで秀太郎君が 断っていれば、Aは頑張って宿題をやったかもしれないじゃないですか。そういうところからして、 この秀太郎が軽はずみな行動をとって適当に答えてしまったところも悪いんですよ。それで,秀太 郎がここでAのやる気を損なわせたという可能性もないわけじゃないじゃないですか。ということ は、秀太郎も最終的には、「宿題は自分でやるものだから」とか勝手にチャンスを……。結局は秀太 郎も一緒になってAのやる気を損なってるじゃないですか。そういうところは秀太郎も悪いので、 マクドナルドではその無料交換券分の金券となる、結局はお金になるわけですから、現物支給。
- ■今井 うん。最低でも現物は返せ、ということね。それでいい? じゃ、反対側。はい、君。 ■男子(否定) 俺は、いま彼が言ってた、「もし」何とかだったかもしれない、とかそういう「i f」みたいなことは信憑性が少ないから放っておいて。それよりも、Aがこの秀太郎とのルールを 尊重しているのは、自分が母親とのルールを守っているとか、あっちのほうは言ってましたけど、 俺は、まず、宿題は本人がやるものだという全生徒のルールを、一斉にとられているルールに信憑 性というか説得力があるみたいな感じだし、それに、宿題を自分でやったかもしれないというのは、 Aがそこに立ってもいないのでどうかわかりませんけど、ちょっと考えにくいものだと思います。

- **■今井** はい。一応まとまったかな?
- ■女子(裁判官) ちょっと待ってください。
- **■今井** ちょっと待ってください。論議をしているそうですので。
- **■一同** (ざわめき)

* * * 裁判官役の判決言い渡し * * *

- ■今井 はい。どうも裁判官の協議がまとまったようです。ドキドキですね。ドキドキの判決の言 い渡し。誰がやるの? 裁判長が判決の言い渡しをする。それで、補足することがあればほかの人 が付け加えてください。はい。
- ■男子(裁判官) A君は、宿題をやるという気持ちが最初にあまりなかったということで、それ を秀太郎君に頼んだということなので、まず、A君は非があるということが伴っていたので、秀太 郎君もダブルバーガーを食べてしまったということに非があるので,これの両方を踏まえたうえで, ダブルバーガーの請求の額をダブルバーガーの代金より減らして、秀太郎君がA君に返すという形 でまとまりました。
- **■今井** なるほど。
- ■女子(裁判官) 代金として返すという形にしてもらいたいと思いまして。それに至った理由と しては、まず、秀太郎君の非を考えるとしたら、それはA君との間の契約についてです。その間に、

さっきの証言で券と宿題は別という形で発言があったんですけれど、それは、契約上は券をもらっ た義務として宿題をみせてやるという形なので、それは別ではなく一緒にしなくてはいけないと思 いました。それに関して、A君と秀太郎君の契約が結局成立しなかったということは、やはり秀太 郎君には非があるということで、半分の代金は返すべきだということになりました。

なぜ半分にしたかというと、このときにA君と母親との間でのやりとりが成立していないからで して、設例の2段落目の最初に、「考えあぐねたA君は」と書いてあります。これはまず、宿題を最 初からどうしようか、自分でやらずにどうやってそれをやろうかと考えていたという証拠です。で すので、A君はここから自分で宿題をやろうというやる気が少し見られなかったので、A君がいち ばん悪いということで、そのA君は結局軽井沢に行けなかったというので、それをA君の罰として 考えました。

*** 総括 ***

■今井 はい。どうも皆さんお疲れさまでした。先生は本当にびっくりしました。本当に今日,全 国で初めてです。中学校でこういう形でいきなり事例を与えて考えてみて、みんなで議論してみよ うというのは、僕も、いったいどうなるかなとドキドキして臨んできました。ところが、本当にび っくりするくらい、みんながすごくよく考えていて、それから、秀太郎に対する質問も、法科大学 院のお兄さんがたじたじするぐらいの質問も出て、本当に僕はびっくりしました。

で、判決は半分という結論になりましたけれども、この問題で考えていただきたかったことを簡 単に説明したいと思います。

まず、私たちの生活の中では、「請求できる」っていう立場の人が言っていたとおり、契約、つま り約束ですね、約束はやっぱり守らなくちゃいけない、これは原則でしょう。約束をした以上はそ れに従ってくれなかったら、安心して普通の生活はできない。だから約束は守らなきゃいけない。 これがおそらく原則なんだと思います。いいですね? そして, もし, 約束を守らなかったら, お とといの授業でやりました、これがもし法律の世界であれば、国が強制的に、いやだと言っても秀 太郎君からお金を取り上げる。そういう効果があるわけです。

でも、よくよく考えてみると、「払わなくてもいい」という考え方もある。いい意見が出てました。 もともとそういう契約っていうのは、もはや契約じゃないんじゃないか。約束というのは、何が何 でも約束したら守らなきゃいけないんだろうか?というと、そうではなさそうだ。彼、いい例を出 してましたね。確かに極端な例なんですけれども、「あいつ気に入らないから殺してくれ、お礼とし て 300 万円渡す」という約束をした。そういう例を出しました。もちろん,宿題をみせてもらうと いうのとは質が違う、全然違うんだという考え方もあるかもしれませんが。でも、一つの例として 考えてみる必要がある。人を殺すお礼で300万円渡した。これも約束ですね。けれど、結局、殺さ なかった。そうした場合に、約束を守らなかったのだから「300 万円を返しなさい」といえるだろ うか?

「300 万円を返せ」ということがどういうことかというと、ここで一つ、反対のほう、裏の方か ら考えてみる。つまり、「300万円を渡せ」と命じるこということは、逆に言えば、「返したくなか ったら、あなた、人を殺しなさい」ということと同じなんだね。いいですか? 先生の言ってる意 味わかりますか? 300万円を返したくない。「じゃあ、あなた、返したくないんだったら、約束し たとおり人を殺しなさい。」ってことになる。これが法律だったら、国家が「あなた、人を殺しなさ い」と命ずるのと同じこと。

このように考えると、そもそもそういう契約というのは、やっぱり守っちゃいけないんじゃない か、守るべきではないのではないかと。そういうことになりますよね。

今回みんなが議論した問題も、「ハンバーガー代金を返せ」ということは、「宿題をみせろ」とい うことと同じになるわけで、これが、いま言ったような例に近いものなのか、それとはまったく違 うものなのかどうなのか、それによって判断が変わってくるんじゃないかな、と先生は思います。 時間が来ました。本当にみんなご苦労さまでした。どうもありがとう。

■一同 ありがとうございました。

以上